府令

○内閣府令第二十八号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを削る。

第七条に見出しとして「（企画官）」を付する。

第八条第六項中「二十三人」を「二十六人」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二十九号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（総務調整官及び振興企画官）」に改め、同条第一項中「総務部に、」の下に「総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び」を、「振興企画官」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　総務調整官は、命を受けて、総務部の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、並びに総務部の所掌事務の一部を整理する。

第十一条の見出し及び同条第一項中「官庁施設保全指導官」を「官庁施設防災対策官」に改め、同条第十三項中「官庁施設保全指導官」を「官庁施設防災対策官」に改め、「所掌事務のうち、」の下に「官庁施設に関する防災対策の企画及び立案並びに調整に関する事務並びに」を加える。

第三十一条第一項中「七人以内」を「八人以内」に改める。

第四十九条の見出し中「企画指導官」の下に「及び六次産業化専門官」を加え、同条第一項中「企画指導官」の下に「及び六次産業化専門官」を加える。

3　六次産業化専門官は、農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第六十六条に次の一号を加える。

十三　大規模な津波に対する対策の企画及び立案並びに調整に関すること。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十号

食品安全委員会令（平成十五年政令第二百七十三号）第三条第四項の規定に基づき、食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

食品安全委員会事務局組織規則（平成十五年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「評価課」を「評価第一課」に、「勧告広報課」を「評価第二課」に、「情報・緊急時対応課」を「情報・勧告広報課」に改める。

第二条中第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八　国際関係事務の取りまとめを行うこと。

九　食品安全基本法第二十三条第一項第六号に規定する科学的調査及び研究に関すること。

十　食品摂取による重大な健康被害に係る緊急時対策の企画及び立案並びに関係行政機関その他関係者との連絡調整に関すること。

第三条を次のように改める。

（評価第一課の所掌事務）

第三条　評価第一課は、次に掲げる事項に関する食品健康影響評価に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　食品添加物に関する事項

二　農薬に関する事項

三　器具及び容器包装に関する事項

四　化学物質及び汚染物質に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因又は状態（次条第八号において「危害要因等」という。）であって化学的なものに関する事項

第五条を削る。

第四条の見出し中「勧告広報課」を「情報・勧告広報課」に改め、同条中「勧告広報課」を「情報・勧告広報課」に改め、「、局務のうち」を削り、「事務」の下に「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　食品の安全性の確保に関する情報の収集及び分析に関すること。

第四条第六号中「前二号」を「前号」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　委員会の保有する情報の公開に関すること。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（評価第二課の所掌事務）

第四条　評価第二課は、次に掲げる事項に関する食品健康影響評価に関する事務（総務課及び情報・勧告広報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用医療機器に関する事項

二　飼料及び肥料に関する事項

三　微生物、ウイルス及び寄生虫に関する事項

四　プリオンに関する事項

五　かび毒及び自然毒に関する事項

六　新開発食品（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第七条第一項及び第二項に規定するものをいう。）及び特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定するものをいう。）に関する事項

七　遺伝子組換え技術を応用して製造される食品、食品添加物及び飼料に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、危害要因等であって生物学的又は物理的なもの（農薬を除く。）に関する事項

第六条中「、局務のうち」を削る。

第七条中「評価課」を「評価第一課」に改め、同条第二項中「について」を「に係るもの」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。